

任期付職員（法曹有資格者）の募集

9

総務省行政不服審査会事務局では現在、一緒に働いてくださる法曹有資格者を募集しております。こちらでは、行政不服審査会会长と実際に事務局で働く弁護士の方のメッセージを載せておりますので、是非、読んでみてください。

ごあいさつ

総務省行政不服審査会会长 原 優

行政不服審査会の業務に关心を持っていただき、ありがとうございます。

行政不服審査会は、全面改正された行政不服審査法に基づき平成28年に設置された、新しい組織です。行政不服審査法の目的である国民の権利利益の救済と行政の適正な運営確保を実現するべく、審査請求事件に係る各審査庁からの諮問に対し答申することを責務としています。

私は裁判官として長きにわたり、紛争解決に司法の立場から関わってまいりました。行政不服審査会でも、第三者機関として一件一件の事件に向き合っております。取り扱う事件は多種多様です。新聞などで話題になった事件に関連した不服申立てもありますし、審査の過程では、处分の根拠となる各種の行政法令を読み解いていただくこととなります。審査会での様々な角度からの丁寧な議論を積み上げた成果物である答申書は、このホームページでご覧ることができます。



プロフィール

昭和28年生まれ
昭和54年 4月 東京地方裁判所判事補として任官
平成6年～16年まで 法務省民事局にて勤務
17年 1月 法務省大臣官房会計課課長
19年 1月 東京高等裁判所判事
12月 東京地方裁判所判事 部總括
21年 7月 法務省民事局長
24年 9月 東京高等裁判所判事 部總括
25年10月 千葉地方裁判所長
28年 7月 名古屋高等裁判所長官
30年 9月 同 退官
31年 4月 行政不服審査会委員（会長）

このたび、行政不服審査会事務局で働いていただく法曹有資格者を募集することとなりました。事務局では、総務省の職員や他の法曹有資格者と一緒に執務いただかほか、私を含む法曹、行政官、研究者の委員と議論して、共に諮問事件の解決に尽力いただくことになります。行政不服審査の在り方がますます多様化する中、法令・判例等の調査・検討、証拠の評価や事実認定、行政運営の適正性の分析等に当たり、法曹有資格者の専門的な知見と視点が不可欠です。

複雑・困難な事件にも立ち向かい、一緒に議論してくださる、向上心・知的好奇心にあふれる方のご応募をお待ちしております。

法曹有資格者として行政不服審査会事務局に勤めて

【H. T】



私は、令和4年から審査専門官として執務し、現在2年目です。行政不服審査会（以下「審査会」と略）にて執務を開始するまでは、弁護士として一般民事の業務を4年間、他省庁で訟務の業務を2年間行っていました。平均的な弁護士よりは多少行政法に触れる機会がありましたが、それでも行政不服審査法を業務で扱ったことはなく、審査請求にはあまり馴染みがありませんでした。

審査会は、審査庁から諮詢された事件について、審査庁の判断が妥当かどうかを検討し、最終的に答申という形で審査会の判断を示します。審査専門官は、諮詢事件の論点整理を行い、問題点を把握した上で、諮詢事件を検討するための資料を準備するなどして、調査審議の補佐を行います。ざっくばらんに表現するのであれば、最高裁調査官のようなイメージです。

弁護士の仕事も、論点整理や法的事項の調査を行い、それらを書面に落とし込んでいきますので、審査会での業務と共通する面もありますが、弁護士は依頼者の代理人として活動することが多いのに対し、審査会は審査庁からの諮詢を受けて、事件を判断する立場にありますので、事件に対する視点は異なります。弁護士として活動していた私にとっては、新鮮な体験です。

審査会で取り扱う事件の分野は、労働関係、戦後処理、消費者行政、資源・エネルギー関連など多岐に渡ります。行政不服審査会のホームページに過去の答申が掲載されており、ご興味がある方はご覧になってみてください。私の場合、審査会で取り扱う行政処分については、審査会で執務をするようになってから初めて知ったものがほとんどでした。初めて見聞きする制度に出くわす度に、行政事件の広大さを思い知られ、個別法の条文、裁判例や解説書と格闘しています。ただ、事件処理をするにあたっては、これまで得た知識や経験は審査会業務でも活かされていると感じます。行政法の知識はもちろん、証拠の評価と事実認定、事案によっては民法などの基本的な法律の知識も必要となってきます。例えば、未払賃金立替払制度に関する審査請求事件は、審査会が多く取り扱う事件の一つです。同制度については、破産事件や労働事件に携わった経験があれば接したことがあると思います。同制度に関する事件においては、労働者性の有無、退職日の認定、未払賃金額の算定など、民法や労働法に関する争点が多く出てきますし、法人格否認の法理が争点となったりもあります。他にも、障害者雇用調整金に関する事件では、処分庁の誤った指示による信義則違反の有無、行政代執行に関する事件では処分通知書の差置送達の効力、一般旅券発給拒否に関する事件では個人情報保護法による目的外使用が争点となったりすることがあり、事件の争点は処分の根拠となる個別法に限られません。

このように、審査会に諮詢される事件は、事件類型も争点も様々ですので、審査会での執務は、これまでの経験を活かせる場であり、日々研鑽できる場でもあると感じております。

ご興味・ご関心を持たれました方は、総務省HP及び「ひまわり求人求職ナビ」に掲載の募集要項を確認の上、御応募ください。また、お問合せもお待ちしております。

総務省 HP

(https://www.soumu.go.jp/menu_syokai/saiyou/detail/02shingi04_01000062.html)

ひまわり求人求職ナビ

(https://www.bengoshikai.jp/kyujin/search_lawyer_kankochi_detail.php?id=1555)

令和5年11月 総務省行政不服審査会事務局（任期付職員採用担当）

03-5253-5170（直通）